

**令和5年 第2回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和5年2月27日**

1 日 時 令和5年2月27日(月) 午後2時55分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の  
承認の件

4 欠席委員 10番 齋藤 哲 委員、11番 窪田 眞己 委員、19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 13番 坂本 通 委員、14番 猪股 義雄 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第2回の農業委員会総会を開催致します。  
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく  
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会  
議を開きます。

（日程第1議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、13番坂本委員と14番猪股委員を指名致します。

（日程第2会期  
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）  
（報告第3号）

【議長】

報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程  
致します。  
事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 1 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、面積 239 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により建売分譲 1 区画にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 4 号)

【議長】

議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

番号 5 番、地図公図は 3 ページから 5 ページになります。

●●番地、合計面積 2938 m<sup>2</sup>、●●の●●の所有地に●●の●●が営農型太陽光発電設備設置のための地上権設定の許可申請が提出されました。現在の設定期間の満了に伴う更新の申請となります。

●●が認定農業者となっているため本申請の権利設定期間は 10 年となります。

この案件は、この後の議案第 5 号の 1 番、議案第 6 号の 5 番と関連がありますので一括審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこの後上程する議案第5号農地法第5条許可後の計画変更申請の件、番号1番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、番号5番の案件に関連するものになりますので、後ほどあわせて審議することに致します。

続きまして事務局に番号6番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号6番、地図公図は6ページ、7ページになります。

●●番地、面積60㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。

譲受人の現在の経営面積は6407㎡。申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、コンバイン、田植機、バックホーです。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に担当委員による現地調査の報告ですが、●●委員から現地調査の結果問題なしとの報告を受けております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい●●です。

現地調査を行いました。周囲の土地が譲受人と土地であり利用効果も高いので問題ないと思います。よろしくご審議ください。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 5 号)

【議長】

議案第 5 号農地法第 5 条許可後の計画変更申請の件を上程致します。

事務局に番号 1 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

番号 1 番、地図公図は 3 ページから 5 ページになります。

申請人は●●の●●、場所は●●番地、合計面積 2938 m<sup>2</sup>のうち 1.20 m<sup>2</sup>の一時転用許可を令和 2 年 3 月に受けていましたが計画変更承認申請が提出されました。

当初の計画では、支柱合計 255 本、引込柱 2 本、転用面積 1.20 m<sup>2</sup>でしたが、地形等の関係でパネルの配置変更により、支柱合計 263 本、引込柱 2 本、転用面積 1.23 m<sup>2</sup>への計画変更です。これによるパネルの設置枚数には変更はありません。

この案件は、前の議案第 4 号の 5 番、この後の議案第 6 号の 5 番と関連がありますので一括審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこの後上程する議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請の件、番号 5 番及び議案第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件、番号 5 番の案件に関連するものになりますので、後ほどあわせて審議することに致します。

それでは、次の議案に移ります。

(議案第 6 号)

【議長】

議案第 6 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

番号 5 番、地図公図は 3 ページから 5 ページになります。

●●番地、合計面積 2938 m<sup>2</sup>のうち 1.23 m<sup>2</sup>を●●の●●が●●の●●に賃貸借により営農型太陽光発電設備設置のための一時転用許可申

請が提出されました。

現在、許可を受けている期間が令和5年3月までとなっていますので許可後3年目の更新です。●●が認定農業者となっているため本申請の一時転用期間は10年となります。

現在、パネル設置枚数808枚、支柱263本、引込柱2本、下部では柿を栽培しております。

設備認定書、電力需給契約書、経営改善計画認定書、隣接耕作者の同意書等の書類からは問題ないと思われます。

写真は●●の北西側からと南西側から●●の南東側からと東側から、●●の南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、担当委員による現地調査の報告を、●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。20日に現地調査いたしました。

令和2年の夏には工事が仕上がっています。変更の内容は●●の方の支柱が2本減って、●●の方が支柱が10本増えている 事案としては問題ないけれども、2年以上も経ってから申請が出てきていることに疑問を感じます。以上です。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい●●です。20日に●●と現地調査いたしました。

設備の変更と更新ということで問題ないかと思えます。ご審議願います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

発電装置の下で柿を栽培をしているが成育が芳しくない状況です。平成30年の通達によりますと2月に状況報告をすることになっています。今後、市の農業委員会として、厳正に対応していくのか、寛容な姿勢で臨むのか、事務局ではどのような考えでしょうか。

【事務局】

毎年2月に提出された報告書を県に送っている状況です。甲斐市では、今までは営農の指導などはしていなかったように思われます。今後は事案が増えていきますので、成育が芳しくなければ事業者に改善

策を提案させたり、指導等を行っていかねばならないと思っています。近隣の自治体に聞いたところ改善指導を行っていることも聞いていますので、今後は甲斐市でも対応をしていかねばならないと思います。

【議長】 その他質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

農地法第3条の規定による許可申請の件、番号5番を許可、農地法第5条許可後の計画変更申請の件、番号1番を承認相当、農地法第5条第1項許可申請の件、番号5番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、農地法第3条の規定による許可申請の件、番号5番を許可、農地法第5条許可後の計画変更申請の件、番号1番を承認相当、農地法第5条第1項許可申請の件、番号5番を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第7号)

【議長】 議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号3番から9番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

番号3番、地図公図は8ページ、9ページになります。

●●番地、面積1174㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに田を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。小作料は●●です。

続きまして

番号4番、地図公図は10ページ、11ページになります。

●●番地、面積466㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を10年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。小作料は10a当たり●●です。

続きまして



番号 5 番、地図公図は 12 ページ、13 ページになります。

●●番地、面積 1006 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 3 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

ブルーベリーと銀杏の栽培を予定しています。小作料は●●です。  
続きまして、資料 6 ページをお願いします。

番号 6 番、地図公図は 14 ページ、15 ページになります。

●●番地、面積 1362 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 5 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

アーモンドの栽培を予定しています。小作料は●●です。  
続きまして

番号 7 番、地図公図は 16 ページ、17 ページになります。

●●番地、面積 491 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。小作料は●●です。  
続きまして

番号 8 番、地図公図は 18 ページ、19 ページになります。

●●番地、面積 1329 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続きブドウの栽培を予定しています。小作料は 10a 当たり●●です。

続きまして、資料 7 ページをお願いします。

番号 9 番、地図公図は 20 ページ、21 ページになります。

●●番地、面積 1767 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。小作料は 10a 当たり●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●●です。利用権設定で4番、5番、6番は私の担当地区なのですが、今日、審議として挙がってきているのに審議に諮る前から借りる人がすでに耕作しているところがあるんです。何のためにここで審議しているのか疑問に思うところです。申請の時に事務局で審議後でなければ使ってはダメということを指導してください。

【事務局】 現在も、審議の後から利用権が設定されることは伝えていますが、今後も指導をしていきます。

【●●委員】 しっかりと指導をしてもらいたい。

【事務局】 はい。わかりました。

【議長】 その他ご質問ありますか。

【●●委員】 ●●です。果樹を作るのに期間の設定が短すぎる案件があるのですが、長期間借りるように指導したほうが良いと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 これにつきましては、所有者と借手の双方の話し合いで決めています。貸す側が長期間を嫌がることもありますので、事務局としましてあまり突っ込んだ指導もできないところです。

【●●委員】 そうはいつでも、保証等はないわけだからできるだけ長い期間できるようにしたほうが良いと思うんですが。

【事務局】 当事者双方の話し合いですので、そこを尊重してやっていくものだと思います。短期間でも更新される場合がほとんどですので問題ないと思います。

【議長】 その他ご質問ありますか。

質問がないようですので、番号3番から9番を承認することに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第8号)

【議長】

議案第8号甲斐農業振興市域整備計画の変更の件を上程いたします。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい議長

農業振興地域の整備計画については、農林振興課農林総務係で事務を行っておりますので、農林総務係職員の入室を認めていただき、担当職員より説明をさせていただきたいと思っておりますのでお願いします。

【議長】

事務局から、担当職員による説明の申し出がありましたので、職員の入室を認めます。

(農林総務係職員入室)

それでは、説明をお願い致します。

【農林総務係】

はい、議長。農林振興課農林総務係長の石橋です。こちらが、係員の清水です。

それでは、議案第8号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件の説明をさせていただきます。農業委員会の貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。説明は担当の清水が行います。

担当の清水です。説明が長くなりますので、座って説明させていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。資料については、事前に農業委員会の資料と一緒に送付させていただきました。農業振興地域制度の概要という冊子が一部、令和4年度甲斐農業振興地域整備計画の変更について「個別案件位置図」というカラーの別冊が一部、以上です。よろしいでしょうか。

さて、本市において、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。

去る、2月17日、現在の経済情勢やその他の土地利用動向の変動等により計画を見直す必要があることから、農業振興地域整備推進協議会を開催させていただきました。協議会は、市に係る農協の組合長、土地改良区の理事長、農業委員会の会長、副会長が構成員となっており、御審議いただきました。協議会としては、今回の農振計画の変更について問題が無いとの答申をいただきました。

本日は、農振法施行規則第3条の2第1項の規定により、農業委員会に意見を求めることと定められておりますので、農振計画の変更に

ついて説明をさせていただきたいというのが、本日の趣旨でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。「農業振興地域制度の概要」と記載のある資料をご覧ください。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要ですが、

1つめ、優良農地を確保するために農地法と農振法により農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農振計画の策定を行っております。

2つめ、市が策定する農振計画においては、優良農地について農用地区域として定め、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

3つめ、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等により、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とすることとなっております。

次に「農業振興地域整備計画の変更」についてです。

1つめ、市町村は、必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法で定められております。

2つめ、計画の変更のうち、農振除外をするために行う農用地区域の変更は、次の5つの要件の全てを満たした場合に限り、変更することができると、農振法に定められております。

農振除外の要件は5つあり、資料1ページ下段にありますとおりです。これらを満たすことで農振除外の見込みがあることとなります。

続きまして、資料2ページの農業振興地域整備計画変更手続きをご覧ください。変更手続きの流れとしましては、フローチャートのとおりです。変更には農振の除外と編入があります。どちらも申し出を受け付けまして、市の方で変更手続きを行っていきます。

続きまして、資料3ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。整備計画に係る変更の経緯をご覧ください。平成17年に甲斐市の農業振興地域が指定され、毎年行う小規模な見直しである随時の見直しを、直近は、令和4年6月24日に行いました。

続きまして、令和4年度の農振計画の随時見直しについて、ご説明します。案件として32案件ございます。

1. 農用地区域からの除外（個別申し出）ですが、32案件ございます。こちらは、個別に農振除外の申し出があり、農用地区域以外に代

替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことを、書類審査等を行い、関係機関に確認し、農地転用の見込みがある案件について除外するものです。受付期間ですが、昨年、令和4年8月の1ヶ月間に受付しまして、相談件数については、50件程の相談がありました。

続きまして、資料4ページをご覧ください。(2)土地利用計画の総括表をご覧ください。①農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が、現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。続きまして、今回変更後と書かれた欄をご覧ください。今回の変更に伴い、表の農用地の中にある地目の田から約2.3ha、地目の畑から約3.4haが除外となり、農用地区域面積を約5.7ha変更することになります。

続きまして、各地区別の案件数ですが、竜王地区で8件、敷島地区で2件、双葉地区で22件の除外案件となります。農振除外の用途別の案件の内訳といたしましては、表のとおりとなっております。

続きまして、資料の5ページからは、それぞれの個別案件の一覧表となります。また、別冊の「位置図」については、個別案件の位置図となっており、詳細な位置、形状、地番を掲載させていただいております。

それでは資料の5ページから7ページをご覧ください。個別案件は32案件で、除外面積57,096.23㎡です。お配りのカラー版の別冊資料につきましては、1ページから33ページとなります。

それぞれの個別案件につきましては、事前に資料を配布させていただき、お目を通していただいているかと存じますが、現在コロナ渦であり、事務局から短時間かつ効率的にということを言われておりますので、大変申し訳ございませんが、個別ごとの詳細な説明は、割愛をさせていただきます。

なお、農振除外については、今後、山梨県との本協議を行い、今年の3月上旬に公告・縦覧し、申出者への結果通知を行う予定であります。その後、農地転用に関する申請によりご審議いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上となります。

御質問、御意見がございましたら、この後お受けさせていただきます。よろしく願いいたします。

【議長】

担当者からの説明は以上です。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●●です。直近の総合見直しが平成 29 年で 5 年が経過しますが、今回は随時見直しで被ると思いますが、そのあたりのスケジュールを教えてください。

【農林総務係】 法律では 5 年に一度、見直しの調査を行ってその結果を総合見直しに反映させるということになっています。令和 4 年度に基礎調査を行っています。来年度に総合見直しの年となります。

【●●委員】 赤判定の除外をするように県のほうでも進めていますが、総合見直しになれば相当な面積が入ってくると思いますが、その段階でも農業委員には説明があると思います。直近に総合見直しがあるという解釈で良いですね。

【農林総務係】 はい、その通りです。

【議長】 その他、質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件を同意することに意義ございませんか。

(異議なしの声)

意義が無いようですので、本案件を同意することに決定いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分閉会